

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その1）

事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	法人名
------------------	--------------------	-----

第七号の二様式（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
当期において控除する外国税額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑬-⑭ ⑮
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 （別表1の⑥） ①	円	年 月 日から 年 月 日まで	円	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額（別表1の⑱） ②		年 月 日から 年 月 日まで			
	計 ①+② ③		年 月 日から 年 月 日まで			
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 （別表1の①、同表の⑥又は（同表の①+同表の②）） ④		年 月 日から 年 月 日まで			
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤		年 月 日から 年 月 日まで			
	道府県民税の控除限度額 （別表1の③） ⑥		年 月 日から 年 月 日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額（別表1の㉑） ⑦		年 月 日から 年 月 日まで			
	計 ⑥+⑦ ⑧		年 月 日から 年 月 日まで			
当期分の控除外国税額 （⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨						
前3年以内の控除未済外国税額 ⑩			当 期 分	/	/	
当期分として算定した法人税割額 （⑩又は第6号様式の⑦-⑧-⑨） ⑪				⑩ 円	円	
当期において控除する外国税額 （⑪若しくは⑨+⑩のうち少ない額又は⑨） ⑫			計			

各道府県ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外国税額 ⑯	各道府県ごとに 算定した法人税 割額 ⑰	各道府県ごとに 控除する外国税 額（⑯又は⑰の うち少ない額）⑱
名称	所在地				
		人	円	円	円
合	計			⑲	⑳

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書 (その2)

事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	法人名
------------------	--------------------	-----

第七号の二様式 (用紙日本工業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑭	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 ⑭-⑮ ⑯
当期において控除する外国税額の計算						
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	年 月 日から 年 月 日まで	円	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑬) ②		年 月 日から 年 月 日まで			
	計 ①+② ③					
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+ 同表の②)) ④		年 月 日から 年 月 日まで			
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超える 額は下段に ⑤		年 月 日から 年 月 日まで			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		年 月 日から 年 月 日まで			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦		年 月 日から 年 月 日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の⑳は上段に、 ㉑は下段に) ⑧	(イ) (ロ)	年 月 日から 年 月 日まで			
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は 下段に) ⑨		年 月 日から 年 月 日まで			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩	(イ) (ロ)	年 月 日から 年 月 日まで			
前3年以内の控除未済外国税額 ⑪	(イ) (ロ)		計 ⑪			
当期分として算定した法人税割額 (㉔若しくは㉕又は第6号様式の⑦-⑧-⑨) ⑫			当期分			
当期において控除する外国税額 (⑩ 若しくは(⑩+⑪)のうち少ない額又は ㉔及び㉕) ⑬			翌期繰越額計			

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業者数 又は補正 後の従業 者数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額	各都道府県ご とに算定した 法人税割額	各都道府県ご とに控除する 外国税額 (⑰ 又は⑱のうち 少ない額) ⑲	従業者数 又は補正 後の従業 者数	各市町村ごと に控除すべき 外国税額	各市町村ごと に算定した法 人税割額	各市町村ごと に控除する外 国税額 (㉒) 又は㉓のうち少 ない額) ㉔	
名称	所在地		⑰	⑱	⑲		⑳	㉑	㉒	
特		人	円	円	円	人	円	円	円	
別										
区										
以										
外										
	小 計	/	㉓			/	㉔			
特別区			㉕(⑰(イ)+⑱(イ))-㉖				㉗(⑳(イ)+㉑(イ))-㉘			
合 計			㉗	㉙	㉚		㉛	㉜	㉝	
			控除未済繰越額 ㉚-㉙ ㉞						控除未済繰越額 ㉛-㉜ ㉟	